

市民税・県民税申告受付日程表

| 月 日 | 会 場 | 受 付 時 間 |
|------------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 2月16日(火)～2月22日(月) (土日を除く) | イオンモール千葉ニュータウン 3階 イオンホール | 午前10時～12時・午後1時～4時 |
| 2月23日(火) | ふれあいセンターいんば 3階 会議室 | 午前10時～12時・午後1時～4時 |
| 2月24日(水) | 本埜公民館 2階 団体研修室 | 午前10時～12時・午後1時～4時 |
| 2月25日(木)～3月15日(火) (土日を除く) | 市役所 附属棟2階 | 午前9時～12時・午後1時～4時 |

☆ 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがありますのでご了承ください。また、電話で会場の混雑状況等のお答えは出来かねますのでご了承ください。

☆ 市役所市民税課・各支所・各出張所の窓口では、申告相談は行っておりませんので、申告期間中は各会場をご利用ください。
なお、市民税課（市役所が会場ではない期間）・各支所市民サービス課においては、申告書の提出のみ受け付けします。
（各会場とも、税務署員はおりません。市職員による市・県民税の自書申告の助言を行っております。）

申告にお持ちいただくもの

- ① 印かん
- ② 平成27年中の収入金額などの分かるもの
給与所得・公的年金所得等のあった方…源泉徴収票（原本）・支払明細など
農業、営業、不動産所得などの事業所得等のあった方
…収支計算書（収入や経費などをご自身で計算し、事前に作成してください）など
- ③ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（原本）、国民健康保険税・介護保険料等のある方は、その支払金額のわかるもの
- ④ 医療費控除を受ける方は、その領収書（原本）及び保険などで補てんされた金額の明細書（事前に計算をしてください）
- ⑤ 一般生命・介護医療（個人年金）保険料および地震保険料（旧長期損害保険料）のある方は、その控除証明書（原本）
- ⑥ 寄附金税額控除を受ける方は、その証明書・領収書（原本）
- ⑦ 同封の市民税・県民税申告書及び添付書類台紙
- ⑧ 筆記用具等（黒又は青のボールペン、計算機等）

☆おねがい☆

- * 事業所得（営業等所得、農業所得）や不動産所得について申告される方は、**事前に申告書②の収支計算書を作成してきてください**。また、申告書②の記入に代えて、所得税の収支内訳書を提出することができます。その際、国税庁ホームページ内『確定申告書等作成コーナー』で収支内訳書を作成することができます。ぜひご利用ください。
- * 源泉徴収票等は、原本を添付して下さい。

申告についてのお問い合わせ及び提出先

- この手引きは市民税・県民税の申告にあたっての必要な事項について、そのあらましを説明したものです。また、同封の申告書は、すべての方にお送りしているものではありません。前年、申告書の提出があった方を中心にお送りしております。書き方について不明な点がありましたら、下記へお問い合わせください。所得税の申告が必要な方は、税務署へお問い合わせください。
- 郵送申告もご利用できます。（ただし、所得税の確定申告書は、市役所へ郵送での提出はできませんので、ご注意ください。）
收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、申告書控えのほか、返信用封筒（宛名記入の上、切手を貼付してください）を同封してください。
* 申告書の控えの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。
- 各出張所では、申告書の提出はできませんのでご注意ください。

1月下旬より、印西市ホームページで平成28年度市民税・県民税申告書の作成・印刷ができます。ぜひご利用ください。

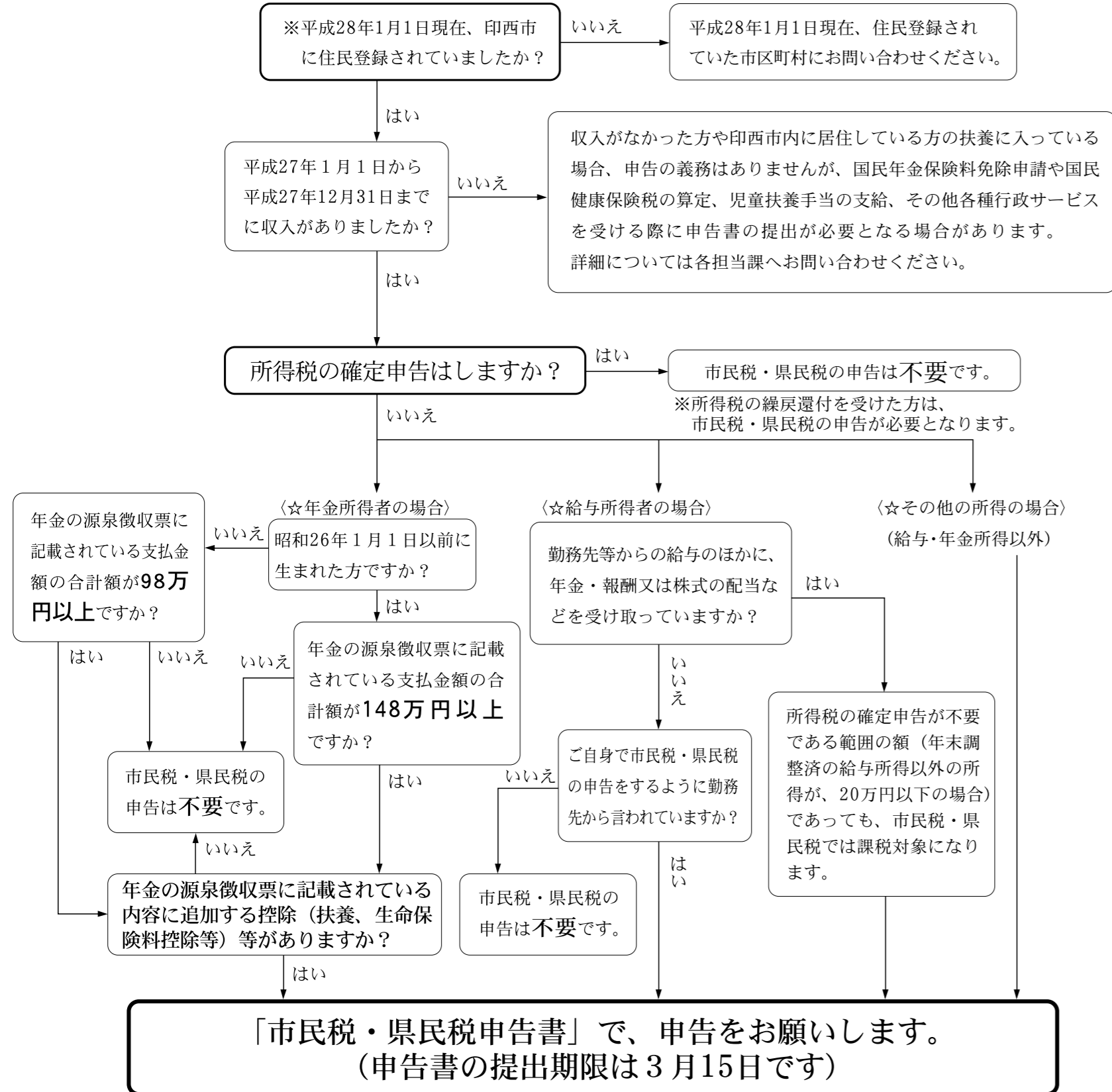
〈問い合わせ及び提出先〉
印西市役所市民税課市民税班
〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2
電話 0476 (42) 5111 (代)

平成28年度市民税・県民税の申告について(お願い)

日頃より、本市の税務事務にご協力をいただきましてありがとうございます。
今年も、市民税・県民税の申告時期となりました。この手引きをご参照のうえ、申告期限(3月15日)までに、市民税・県民税申告書を提出して下さるようお願いいたします。

市民税・県民税の申告をする必要は？

☆ここから始めてください。



※印西市に住んでいなくても、1月1日現在、市内に家屋敷や事務所、事業所がある場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要がなくなりましたが、次に当てはまるときは市民税・県民税の申告が必要です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき（平成26年度より、年金保険者に提出する扶養控除申告書に「寡婦（夫）」の記載をされた方は寡婦（夫）控除について市民税・県民税の申告が不要となりました。）

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

※この図は、市民税・県民税の申告の要・不要を簡単にあらわしたものです。

事情によっては、この図に当てはまらないことがありますので、詳細につきましては、市役所市民税課までお問い合わせください。

1. 所得金額

所得とは……所得は原則として収入金額から必要経費を差し引いて求めます。
 収入金額とは……平成27年中の収入金額をいいます。
 必要経費とは……収入金額を得るためにかかった費用をいいます。

| 所得の種類 | 所得の内容及び算式 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|----------------|---------|----------------|---------|------------|----|------------|------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|--|------------|------------|----------|--|------------|------------|----------|--|--|--|---------------|--|
| 給与所得 | 棒給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得。 算式 右表（給与所得の速算表）にて求めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業専従者給与も給与所得となります。 ● 給与の特定支出とは、通勤、転勤、転居、研修、資格取得、帰宅旅費等が該当します。 <p>〔給与所得の速算表〕</p> <table border="1"> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額から</th> <th>給与所得の金額</th> <th>給与等の収入金額の合計額から</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> <tr> <td>650,999円まで</td> <td>0円</td> <td>1,820,000円</td> <td>1,799,999円</td> </tr> <tr> <td>651,000円</td> <td>1,618,999円</td> <td>1,800,000円</td> <td>3,599,999円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円</td> <td>1,619,999円</td> <td>3,600,000円</td> <td>6,599,999円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円</td> <td>1,621,999円</td> <td>970,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,622,000円</td> <td>1,623,999円</td> <td>972,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,624,000円</td> <td>1,627,999円</td> <td>974,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,000,000円以上</td> <td></td> </tr> </table> | 給与等の収入金額の合計額から | 給与所得の金額 | 給与等の収入金額の合計額から | 給与所得の金額 | 650,999円まで | 0円 | 1,820,000円 | 1,799,999円 | 651,000円 | 1,618,999円 | 1,800,000円 | 3,599,999円 | 1,619,000円 | 1,619,999円 | 3,600,000円 | 6,599,999円 | 1,620,000円 | 1,621,999円 | 970,000円 | | 1,622,000円 | 1,623,999円 | 972,000円 | | 1,624,000円 | 1,627,999円 | 974,000円 | | | | 15,000,000円以上 | |
| 給与等の収入金額の合計額から | 給与所得の金額 | 給与等の収入金額の合計額から | 給与所得の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 650,999円まで | 0円 | 1,820,000円 | 1,799,999円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 651,000円 | 1,618,999円 | 1,800,000円 | 3,599,999円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,619,000円 | 1,619,999円 | 3,600,000円 | 6,599,999円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,620,000円 | 1,621,999円 | 970,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,622,000円 | 1,623,999円 | 972,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1,624,000円 | 1,627,999円 | 974,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 15,000,000円以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雑所得 | ○公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など。 ○その他 原稿料、講演料、印税、貸付の利子、生命保険の年金（個人年金）など。 算式 右表（公的年金等に係る雑所得の速算表）にて求めます。 ○公的年金等以外（収入金額）－（必要経費） | 〔公的年金等に係る雑所得の速算表〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 譲渡所得（総合課税） | ゴルフ会員権や金地金、機械、書画、骨とう、特許権、著作権など土地建物等以外の資産の譲渡により生ずる所得。 算式 (総収入金額) - (取得費及び譲渡費用) - (特別控除額) | 〔昭和以前に生じたもの〕 昭和以前に生じたもの 昭和以後に生じたもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所得 | ○営業等 卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食店業、建設業、金融業、運輸業、サービス業など農業以外の事業から生ずる所得。 ○農業 農産物の生産、果樹の栽培、家畜などから生ずる所得。 算式 (総収入金額) - (必要経費) | <ul style="list-style-type: none"> ● 保険の営業職員や大工等の所得は、原則として事業所得となります。 ● 申告書②の②事業所得のある方の収支計算書に記載してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不動産所得 | 土地や建物、不動産の上に在する権利、船舶又は航空機などの貸付けから生ずる所得。（地代、家賃など） 算式 (総収入金額) - (必要経費) | ● 申告書②の④不動産所得のある方の収支計算書に記載して下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当所得 | 株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、基金利息、証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の収益の分配による所得。 算式 (収入金額) - (元本を取得するために要した負債の利子) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時所得 | 賞金、懸賞当せん金、生命保険の一時金、競輪、競馬の払戻金などの所得。 算式 (総収入金額) - (収入を得るために支出した金額) - (特別控除額) | <ul style="list-style-type: none"> ● 申告書②の⑤総合譲渡、一時所得のある方の欄に記載して下さい。 ● 特別控除額は、最高50万円です。 ● 一時所得は、その1/2が総所得金額に算入されます。 ● 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、原則として一時所得となります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2. 所得控除

（所得から差し引かれる金額）

| 控除の種類 | 控除額 |
|--------------|--|
| 雑損控除 | 次のいずれかの多い金額 ① (損失の金額－保険などにより補てんされた額) - (総所得金額等× $\frac{1}{10}$) ② 災害関連支出金額－5万円 |
| 医療費控除 | (支払った医療費－保険等により補てんされた額) - (総所得金額等の5%又は10万円のいずれかの低い額) ※限度額200万円 |
| 社会保険料控除 | 平成27年中に支払った額 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 平成27年中に支払った額 |
| 生命保険料控除 | <ul style="list-style-type: none"> ●平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除 一般の生命保険料（もしくは個人年金保険料、介護医療保険料）のみの場合、支払った保険料に応じ 12,000円以下…支払保険料の全額 12,000円を超え32,000円以下…支払保険料×1/2+6,000円 32,000円を超え56,000円以下…支払保険料×1/4+14,000円 56,000円以上…28,000円（限度額） ●平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る控除 一般の生命保険料（もしくは個人年金保険料）のみの場合、支払った保険料に応じ 15,000円以下…支払保険料の全額 15,000円を超え40,000円以下…支払保険料×1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下…支払保険料×1/4+17,500円 70,000円以上…35,000円（限度額） <p>※各保険料において新契約と旧契約双方の控除を適用する場合は、新旧それぞれの契約に該当する上記算式により計算された額の合計額が控除額となります（限度額28,000円） ■支払った保険料の種類が「一般の生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」の複数ある場合の控除額は、それぞれの控除額の合計となります（限度額70,000円） 注：新契約ではそれぞれの保険料の控除限度額は28,000円となりますが、合計した場合は70,000円が限度額となります。（限度額は84,000円とはなりません）</p> |
| 地震保険料控除 | <ul style="list-style-type: none"> ①地震保険契約に係るもの 50,000円以下の場合………支払った地震保険料の金額×1/2 50,000円を超える場合………25,000円 ②長期損害保険契約（平成18年12月31日までに契約したもの） 5,000円以下の場合………支払った損害保険料の全額 5,000円を超え15,000円以下の場合……… (支払った保険料の金額の合計額) ×1/2+2,500円 ③地震保険契約と長期損害保険契約に係るものがある場合 ①及び②に準じて計算した金額の合計額（限度額25,000円） |
| 配偶者控除 | 控除対象配偶者………33万円 (ただし控除対象配偶者が昭和21年1月1日以前に生まれた方…38万円) |
| 配偶者特別控除 | 生計を一にする配偶者を有する納税義務者で、前年の合計所得が1,000万円以下の者である場合、控除対象配偶者以外の配偶者の所得に応じて控除されます。 〔配偶者特別控除額早見表〕 |
| 扶養控除 | <ul style="list-style-type: none"> ●控除対象扶養親族1人につき………33万円（扶養親族のうち、平成12年1月1日以前に生まれた方） ●特定扶養親族1人につき………45万円（控除対象扶養親族のうち、平成5年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた方） ●老人扶養親族1人につき………38万円（控除対象扶養親族のうち、昭和21年1月1日以前に生まれた方）ただし、老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で同居を常況としている場合は1人につき………45万円 |
| 障害者控除 | 障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族（※16歳未満含む）1人につき………26万円（特別障害者については………30万円） 特別障害者に該当する方で、納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合は1人につき………53万円 |
| 寡婦(夫)控除 | (寡婦) ① 夫と死別・離婚した後再婚していない、または夫が生死不明で、扶養親族や前年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（※）がいる場合………26万円 ② ①に加え、扶養親族の子があり、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下である場合………30万円 ③ 夫と死別した後再婚していない、または夫が生死不明で、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合………26万円 (寡夫) 妻と死別・離婚した後再婚していない、または妻が生死不明で、前年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（※）があり、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合………26万円 *生計を一にする子のうち、他の方の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除く。 |
| 勤労学生控除 | 納税義務者が勤労学生である場合………26万円 |
| 基礎控除 | 33万円 |

（記載例）

平成28年度 市民税・県民税申告書

| | | | | | | |
|----------------|-------------|----------|---------|--------|----------|--|
| 現住所 | 印西市大森2364-2 | | | 電話番号 | (42)5111 | |
| 平成28年1月1日現在の住所 | 同上 | 生年月日 | 明・大・昭・平 | 世帯主の氏名 | 印西 太郎 | |
| フリガナ | インザイトロウ | 27年10月1日 | | 続柄 | 本人 | |
| 氏名 | 印西 太郎 | | | | 本人 | |

| 所得の種類 | 所得の内容及び算式 | 備考 |
|-------|-------------|----|
| 給与収入 | 33 400,000円 | |
| 公的年金等 | 43 300,011円 | |
| 雑所得 | 44 | |
| 所得金額 | 49 | |

| 所得の種類 | 所得の内容及び算式 | 備考 |
|------------|-------------|----|
| 雑損 | 50 | |
| 医療費 | 51 170,000円 | |
| 社会保険料 | 52 370,000円 | |
| 小規模企業共済等掛金 | 53 | |
| 生命保険料 | 55 120,000円 | |
| 地震保険料 | 59 25,000円 | |
| 配偶者控除 | 60 印西 花子 | |
| 扶養控除 | 61 印西 一郎 | |
| 障害者控除 | 62 印西 桃子 | |
| 寡婦(夫)控除 | 63 印西 金次郎 | |

給与・公的年金等に係る所得以外（平成28年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法について

給与から差し引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

所得のなかった方の記載欄（該当に○をしてください。） 4下記の人より扶養（援助）を受けていた

1 預貯金 2 非課税収入 3 その他 住所 (遺族・障害年金等) () 氏名 ()

事業専従者に関する事項は申告書②にあります。 「ワンストップ特例制度」申請分も記入してください。

寄附金に関する事項（ふるさと納税含む）

都道府県、市区町村分（ふるさと納税） 円

住所地の共同募金会、日赤支部分 円

条例指定分 都道府県 市区町村

事業専従者の要件

- あなたと生計を一にする15歳以上の親族であること
- 原則としてその年を通じて6ヶ月以上事業に従事していること
- あなたやあなたの親族の控除対象配偶者又は扶養親族でないこと

①青色事業専従者給与額……支払った給与額
②白色事業専従者控除額……(ア)と(イ)とのいずれか少ない金額
{ (ア) 50万円（配偶者は86万円）
(イ) 事業所得+不動産所得+山林所得
事業専従者の数+1

※紙面に限りがある為、すべての所得控除の適用条件を記載することはできません。詳しくは印西市ホームページをご覧ください。